

1 はじめに

本落札者決定基準は、「放射線画像情報システム一式」の調達に係る落札者の決定基準を定めるものである。

2 審査機関等

(1) 審査機関

本調達に係る審査及び評価については、宮城県立こども病院放射線画像情報システム調達審査委員会（以下「審査委員会」という。）において実施する。

(2) 審査内容

審査委員会は、仕様書にて求める性能、機能及び技術等の要求要件を満たしているかの点数審査及び対面審査を行う。

3 落札者の決定方法

(1) 落札者の決定方法は、次のア及びイに掲げる要件のいずれにも該当する入札者のうち、技術点と価格点を合計した総合評価点が最も高い者を落札予定者とし、落札者を決定する。

ア 入札価格（初期設置費用）が、予定価格の範囲内であること。

イ 応札仕様書が、提出されていること。

(2) 総合評価点の最高得点者が2者以上あるときは、次の順序で落札者を決める。

ア 技術点が高い者を落札者として決定する。

イ 技術点が同点でかつ価格点も同点の場合は、当該の者にくじを引かせて落札者を決定する。

この場合において、当該の者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行業務に関係のない当院職員に、これに代えてくじを引かせる。

(3) 技術点及び価格点の配分は下表のとおりとする。

評価要素		配点 (満点)	割合	合計割合
A 技術点（応札仕様書及び対面審査）		264点	75%	75%
B 価格点	入札価格（初期設置費用）	70.4点	20%	25%
	保守費用	17.6点	5%	
C 総合評価点	A + B			352点

ア 総合評価点は352点満点とし、その得点配分は技術点を264点、価格点を88点とする。

イ 技術点は、応札仕様書及び対面審査の得点とする。

ウ 価格点は、入札価格（初期設置費用）及び保守費用に対する得点の合計点とする。

エ 各得点は、小数点以下第3位で四捨五入し、小数点以下第2位まで有効とする。

4 応札仕様書の評価方法

(1) 応札仕様書の作成

ア 応札仕様書は、要求仕様を全て記載するとともに、要求仕様の項目毎に対応させ、具体的なメーカー名や機種等も明示するなどしてわかりやすく記載すること。

イ 応札仕様書の記入欄が足りない場合は、適宜、行を追加すること。

ウ 複数枚に及ぶ場合は左上をホッチキス等で綴じて提出すること。

(2) 応札仕様書の配点

別紙「放射線画像情報システム配点表」のとおりとする。

5 対面審査の評価方法

(1) 入札者は、技術担当者及び営業担当者を対面審査に参加させるものとする。

(2) 評価は、上記 4 に提出を受けた応札仕様書の内容について、各審査委員が項目ごとに説明を求め、入札者が口頭又はデモ機で実演し回答するものとする。

(3) 応札仕様書にて技術点を獲得していたとしても、回答の内容によって、審査委員が当院の要求仕様に満たないと判断した場合には、該当する項目の技術点を減点することとする。

(4) 一方、応札仕様書の段階で技術点が獲得できない状況であっても、回答の内容によって、要求仕様を実現できる有効な提案があった場合には、該当する項目の技術点を加点することとする。

(5) 各審査委員の応札仕様書評価結果の平均点を入札者の技術点とする。

6 価格の評価方法

(1) 価格点の合計は 88 点満点とする。うち、入札価格（初期設置費用）の価格点を 70.4 点満点、当該システムを維持するため設置 2 年目の 1 年間にかかる保守費用の価格点を 17.6 点とする。

※保守費用については、仕様書のなかで、設置後 1 年間は無償で定期点検、調整を実施することとしていることから、設置 2 年目の 1 年間にかかる保守費用とする。

※保守契約については、機器設置後あらためて協議、決定するものであり、保守契約を確約するものではない。

(2) 入札価格の評価

入札価格の価格点は、以下により算出した値とする。

$$\text{入札価格の価格点} = 70.4 \times (1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格})$$

(3) 保守費用の評価

保守費用の価格点は、以下により算出した値とする。

$$\text{保守費用の価格点} = 17.6 \times (1 - \text{保守費用} \div \text{予定基準価格})$$